

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 協議者 住 所 香川県高松市福岡町2丁目1番地26
RNC総合展示場セトラ高松 第二展示
場2階
氏 名 株式会社アイ工務店 四国東支社
支社長 井上 淳史

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心
		住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34
		事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ ☒ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	建設廃材
		種類	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類
		性状	固形状
		1年当たりの最大搬入量	①30 t ②10 t ③30 t ④1 t ⑤10 t ⑥30 t ⑦5 t
		排出事業場	名 称
	所在地		愛媛県内各地
当該産業廃棄物を運搬する者	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	株式会社アイ工務店 四国東支社の愛媛県内の各建設現場より発生した建設廃棄物①～⑦をコンテナを使用して津田企業（株）の循環利用施設まで運搬を行う。	
		氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心
		住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	排出事業場→愛媛県内の主要道路→香川県内の主要幹線道路→循環利用施設（詳細は別紙のとおり）
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☒ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	コンテナを使用して運搬し、運搬時にはカバーをかけて飛散防止を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心 0879-42-3054
	搬入開始予定年月日	年 月 日
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		追加で愛媛県内の建設現場の受注。
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 住 所 大阪府東大阪市本通東1丁目1番1号東大阪大発ビル925

氏 名 株式会社イエタテヨ

代表取締役 田淵 正雄

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 06-7494-3384



循環事業者が県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心
		住 所 又 は 所 在 地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34
		事 業 場 の 所 在 地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一 般 的 な 名 称	建設廃材
		種 類	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類
		性 状	固形状
		1 年 当 た り の 最 大 搬 入 量	①10 t ②10 t ③30 t ④1 t ⑤20 t ⑥30 t ⑦5 t
		排 出 事業場	名 称 株式会社イエタテヨ
			所 在 地 徳島県内の各建設現場
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	(株) イエタテヨの徳島県内の各建設現場より発生した①―⑦をコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う
	当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心
		住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	排出事業場→徳島県内の主要道路→香川県内の主要幹線道路→循環利用施設（詳細は別紙のとおり）
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	コンテナを使用して運搬し、運搬時にはカバーを掛けて飛散防止を行う。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34 代表取締役 安富 心 0879-42-3054
	搬入開始予定年月日	年 月 日
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所 香川県高松市福岡町 2 丁目 1 番地 26
RNC 総合展示場セトラ高松第二展示場 2 階
氏 名 株式会社アイ工務店 四国東支社
支社長 井上 淳史



県内搬入計画の内容を変更したので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和 8 年 9 月 1 日 8 循環第 132898 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心 変更なし
		住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34 変更なし
		事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1 変更なし
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無 有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	建設廃材 変更なし
		種類	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類 変更なし
		性状	固形状 変更なし
		1 年当たりの最大搬入量	①30 t ②10 t ③30 t ④1 t ⑤10 t ⑥30 t ⑦5 t ①100 t ②50 t ③100 t ④10 t ⑤60 t ⑥100 t ⑦50 t
		名称	株式会社アイ工務店の各建設現場 変更なし
		所在地	徳島県内各地 変更なし
	排出事業場	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	株式会社アイ工務店の徳島県内の各建設現場より発生した産業廃棄物をコンテナを使用して津田企業株式会社の循環利用施設まで運搬を行う 変更なし

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由	県外で発生した産業廃棄物の搬入量を増加するもの		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。